２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

３　（略）

（書類の保存）

第七十六条　法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

２・３　（略）

（立入検査の証明書）

第七十七条　法第六十一条第二項において準用する法第五十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十八条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十九条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価の業務の引継ぎ）

第七十九条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（国土交通大臣が行う評価の手数料）

第八十条　法第六十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

２　法第六十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十六条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

（権限の委任）

第八十二条　法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十三条第三項、法第五十六条、法第五十七条、法第五十八条第一項及び法第六十条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

３　（略）

（書類の保存）

第七十六条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

２・３　（略）

（立入検査の証明書）

第七十七条　法第五十六条第二項において準用する法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十八条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十四条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価の業務の引継ぎ）

第七十九条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第六十一条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（国土交通大臣が行う評価の手数料）

第八十条　法第六十二条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

２　法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

（権限の委任）

第八十二条　法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十八条第三項、法第五十一条、法第五十二条、法第五十三条第一項及び法第五十五条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。